○外務省告示第百五十六号

令和八年二月八日にアンマンで、ヨルダン・ハシェミット王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がヨルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　八億円
3　署名者
日本側　浅利秀樹在ヨルダン大使
ヨルダン側　ゼイナ・トーカーン計画・国際協力大臣

令和八年四月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百五十七号

令和八年二月十日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国におけるポリオ撲滅計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ポリオ撲滅計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　九億八千万円
3　贈与の供与期限　令和九年二月二十八日
4　署名者
日本側　正本謙一在アフガニスタン大使館大使
国際連合児童基金側　アンドレア・ジェームス在アフガニスタン事務所代表代行

令和八年四月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百五十八号

令和八年二月十日にダマスカスで、シリア・アラブ共和国における紛争の影響を受けた地域における電力供給安定化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　紛争の影響を受けた地域における電力供給安定化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　十九億五千二百万円
3　署名者
日本側　辻昭弘在シリア臨時代理大使
国際連合開発計画側　モハメドシディーク・ムダウィ在シリア事務所長代行

令和八年四月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百五十九号

令和八年二月十日にニューヨークで、シリア・アラブ共和国における紛争の影響を受けた地域における地雷及び不発弾除去並びに農業インフラ復旧計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　紛争の影響を受けた地域における地雷及び不発弾除去並びに農業インフラ復旧計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　六億七千百万円
3　署名者
日本側　御巫智洋国際連合日本政府代表部大使
国際連合側　小川和美国際連合地雷対策サービス部部長

令和八年四月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百六十号

令和八年二月十六日にカイロで、エジプト・アラブ共和国における周辺地域からの緊急避難民のための医療サービス強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界保健機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　周辺地域からの緊急避難民のための医療サービス強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　四億九千八百万円
3　署名者
日本側　岩井文男在エジプト大使
世界保健機関側　ニーマ・サイード・アビド在エジプト事務所代表

令和八年四月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

○農林水産省告示第六百二十五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第四十一条の規定に基づく登録検定機関の業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同法第五十四条第三号の規定に基づき公示する。

令和八年四月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	検定を行う事業所の名称及び所在地	廃止年月日
検第9号	一般財団法人日本穀物検定協会 会長　井出　道雄 東京都中央区日本橋兜町15番6号	一般財団法人日本穀物検定協会神戸分析センター 兵庫県神戸市中央区磯辺通一丁目1番37号	令和八年三月三十一日

○国土交通省告示第五百七十八号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和八年四月二十三日

国土交通大臣　金子　恭之

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二〇〇一六六号	木谷　裕章	和歌山県	令和八年四月七日	島原海湾水先区
第二〇〇一六七号	鈴木　友嗣	大阪府	令和八年四月七日	関門水先区

○国土交通省告示第五百七十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり登録検査機関の登録の更新をしたので、同法第二十八条第七項において準用する第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

令和八年四月二十三日

国土交通大臣　金子　恭之

船舶安全法第二十八条第七項において準用する第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検査機関の登録の更新をした件

一　登録更新年月日　令和八年四月二十五日
二　登録番号　3
三　登録の更新を受けた登録検査機関の名称　一般財団法人新日本検定協会
四　住所　東京都港区高輪三丁目二十五番二十三号
五　代表者の氏名　阿久根泰一
六　船舶安全法別表第五の上欄に掲げる検査の区分　危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査
七　危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査のうち、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第百十一条に規定する危険物の積載方法その他の積付けの検査及び同令第百十二条に規定する危険物のコンテナへの収納方法の検査を行う事業所の名称及び所在地

名称	住所
本部	東京都港区高輪三丁目25番23号
苫小牧事業所	北海道苫小牧市新中野町一丁目4番15号
鹿島事業所	茨城県神栖市東深芝8番地